

福岡県公報

令和元年八月二十日
第三十一号
増刊
①

目次

規則(第十八号)

○福岡県立公文書館条例施行規則等の一部を改正する規則(財政課)……………

規則

福岡県立公文書館条例施行規則等の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年八月二十日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第十八号

福岡県立公文書館条例施行規則等の一部を改正する規則

(福岡県立公文書館条例施行規則の一部改正)

第一条 福岡県立公文書館条例施行規則(平成二十四年福岡県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三中「第二十三条」を「第二十四条」に、「二八〇円」を「二九〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に改める。

(福岡県行政財産使用料条例別表第一の規定に基づく使用料の額を定める規則の一部改正)

第二条 福岡県行政財産使用料条例別表第一の規定に基づく使用料の額を定める規則(昭和五十六年福岡県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「五、三二〇円」を「五、四一〇円」に、「一〇、六四〇円」を「一〇、八三〇円」に、「一五、九六〇円」を「一六、二五〇円」に、「一、五九〇円」を「一、六二〇円」に改める。

(福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則の一部改正)

第三条 福岡県立アジア文化交流センター条例施行規則(平成十七年福岡県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「二八〇円」を「二九〇円」に、「二三〇円」を「二四〇円」に、「一三〇円」を「一、一五〇円」に、「八一〇円」を「八二〇円」に、「三〇〇円」を「三一〇円」に改める。

別表第二の二(イ)中「四、三二〇円」を「四、四〇〇円」に、「二、一六〇円」を「二、二〇〇円」に、「五、四〇〇円」を「五、五〇〇円」に、「一、〇八〇円」を「一、一〇〇円」に改め、同表の二(ロ)中「三、二四〇円」を「三、三〇〇円」に、「一、六二〇円」を「一、六五〇円」に改める。

(福岡県立もち文化センター条例施行規則の一部改正)

第四条 福岡県立もち文化センター条例施行規則(平成十八年福岡県規則第六十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二中表の部分を次のように改める。

区分	品名	単位	金額 (一回につき)	備考
大ホール	所作台	一式	三、七一〇円	
	平台	一枚	一一〇円	
	仮設花道	一箇所	二、四七〇円	
	花道用所作台	一式	一、二三〇円	
	金屏風	一双	八六〇円	
	銀屏風	一双	八六〇円	
	毛せん	一枚	一一〇円	
	上敷	一枚	一一〇円	
	紗幕	一枚	六一〇円	
	指揮台・譜面台	一組	二四〇円	
	譜面台	一台	四〇円	
	箱馬	一個	二〇円	
	折たたみ馬	一個	二〇円	
演台		一台	六一〇円	協台を含む。

波マシン	オーロラマシン	ミラーボール	エフェクトマシン	スタンド	ストリップライト	シーリングスポット	センターピンスポット	フロントサイドスポット	フットライト	ロアーホリゾントライト	アッパーホリゾントライト	スポットライト	スポットライト	第三ボーダーライト	第二ボーダーライト	第一ボーダーライト	ピアノ	吊りバトン	吊りバトン	木頭ツケ板	ホワイトボード	机	補助椅子	反響板	花台
一台	一台	一台	一台	一台	一本	一台	一台	一台	一式	一式	一式	一台	一台	一式	一式	一式	一台	一個	一個	一式	一個	一脚	一脚	一組	一台
六一〇円	六一〇円	六一〇円	八六〇円	一一〇円	一七〇円	二四〇円	一、二三〇円	二四〇円	三〇〇円	九八〇円	九八〇円	一七〇円	二四〇円	三六〇円	三六〇円	三六〇円	三、七一〇円	三六〇円	六一〇円	一一〇円	七〇円	四〇円	二、四七〇円	一一〇円	
					一〇〇ワット	一キロワット	二キロワット	一キロワット	六〇ワット	二〇〇ワット	二〇〇ワット	五〇〇ワット	一キロワット	一五〇ワット	一五〇ワット	一五〇ワット	調律料を含まない。	手動式	電動式					両側正面及び天井を各一組とする。	

全館共通										小ホール																	
ワイヤレスマイクホン2	ワイヤレスマイクホン1	TVビデオセット	パネル支柱	パネル	移動式スクリーン	コンセント	ピアノ	マイクロホン	CDプレーヤー	カセットテープレコーダー	拡声装置A	シャワー室	楽屋	スクリーン	スクリーン	エレベーターマイク	マイクスタンド	録音再生機	ホン1	ワイヤレスマイク	マイクロホン	コンデンサーマイク	拡声装置Bセット	拡声装置Aセット	先玉	ベーススタンド	ダブルマシン
一本	一個	一式	一脚	一面	一式	一個	一台	一本	一台	一台	一式	一室	一室	一式	一台	一台	一台	一台	一本	一本	一本	一式	一式	一式	一個	一台	一台
六一〇円	一一〇円	一、二三〇円	二〇円	六〇円	六一〇円	一一〇円	二、四七〇円	二四〇円	六一〇円	六一〇円	一、二三〇円	六一〇円	六一〇円	一、二三〇円	三六〇円	六〇円	六〇円	九八〇円	三六〇円	六一〇円	六一〇円	二、四七〇円	一、八六〇円	六〇円	六〇円	六一〇円	
					一キロワット		調律料は含まない。	有線		固定式				スクリーンのみ使用の場合	電動式			一チャンネル									

拡声装置B	一式	六一〇円	移動式
その他の設備・器具	一個	五、二二〇円	

(福岡県立病院使用料及び手数料徴収規則の一部改正)

第五条 福岡県立病院使用料及び手数料徴収規則(平成十四年福岡県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「六、五四〇円」を「六、六六〇円」に、「一、九一〇円」を「一、九五〇円」に改める。

(福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センター)の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第六条 福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則(平成八年福岡県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、一二〇円」を「一、一四〇円」に、「一、一四〇円」を「一、一七〇円」に、「九四〇円」を「九五〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「三三〇円」を「三四〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に改める。

別表第二中「六七〇円」を「六八〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「九〇〇円」を「九一〇円」に、「一、一二〇円」を「一、一四〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七三〇円」に、「七三〇円」を「七四〇円」に、「四、五四〇円」を「四、六二〇円」に、「九四〇円」を「九五〇円」に、「八三〇円」を「八四〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇五〇円」に改める。

(福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則の一部改正)

第七条 福岡県立勤労青少年文化センター条例施行規則(昭和四十八年福岡県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「七三〇円」を「七四〇円」に、「二、四三〇円」を「二、四七〇円」に、「九七〇円」を「九八〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「一、二二〇円」を「一、二三〇円」に改める。

(福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則の一部改正)

第八条 福岡県立飯塚研究開発センター条例施行規則(平成五年福岡県規則第二十一号)

()の一部を次のように改正する。

別表中「一、〇七〇円」を「一、〇八〇円」に改める。

(福岡県建設技術情報センター条例施行規則の一部改正)

第九条 福岡県建設技術情報センター条例施行規則(平成七年福岡県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

別表中「一、一八〇円」を「一、二〇〇円」に、「一、九四〇円」を「一、九七〇円」に改める。

(福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部改正)

第十条 福岡県港湾施設管理条例施行規則(昭和五十一年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「七・九四」を「八・〇八」に改める。

(福岡県都市公園条例施行規則の一部改正)

第十一条 福岡県都市公園条例施行規則(昭和五十二年福岡県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「三、四九〇円」を「三、五六〇円」に、「四、七一〇円」を「四、八〇〇円」に、「一一、一八〇円」を「一一、三九〇円」に、「七、九四〇円」を「八、〇九〇円」に、「五、四三〇円」を「五、五三〇円」に、「七八、四〇〇円」を「七九、八五〇円」に、「二〇、五九〇円」を「二〇、九七〇円」に、「一四、五三〇円」を「一四、八〇〇円」に、「七、七三〇円」を「七、八七〇円」に、「五三〇円」を「五四〇円」に、「二、〇五〇円」を「二、〇八〇円」に、「一、〇二〇円」を「一、〇四〇円」に、「八二〇円」を「八三〇円」に、「二、三五〇円」を「二、四〇〇円」に、「一、二三〇円」を「一、二五〇円」に、「一、四三〇円」を「一、四六〇円」に、「一、三五〇円」を「一、三八〇円」に、「二、四八〇円」を「二、五三〇円」に、「八、九〇〇円」を「九、〇六〇円」に、「五一〇円」を「五二〇円」に、「一、四九〇円」を「一、五一〇円」に、「三、三五〇円」を「三、四一〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、八三〇円」に、「五六〇円」を「五七〇円」に、「一、七〇〇円」を「一、七三〇円」に、「一、一三〇円」を「一、一五〇円」に、「六七〇円」を「六八〇円」に、「九〇〇円」を「九一〇円」に、「九三〇円」を「九四〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「一、三二〇円」を「一、三三〇円」に

、「四、一五〇円」を「四、二二〇円」に、「二、六〇〇円」を「二、六四〇円」に改める。

(福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則の一部改正)

第十二条 福岡県立久留米スポーツセンターの利用料金に関する規則(昭和四十九年福岡県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「一、二二〇円」を「一、二三〇円」に、「三、一三〇円」を「三、一八〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五四〇円」に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「九三〇円」を「九四〇円」に、「六七〇円」を「六八〇円」に改める。

(福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則の一部改正)

第十三条 福岡県立体育・スポーツ施設の使用料及び利用料金に関する規則(平成十七年福岡県規則第七十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「二、五〇〇円」を「二、五五〇円」に、「三、一三〇円」を「三、一九〇円」に、「六、二七〇円」を「六、三八〇円」に、「一、〇四〇円」を「一、〇六〇円」に、「六七、〇〇〇円」を「六八、二四〇円」に、「四〇、〇三〇円」を「四〇、七七〇円」に、「一五、九九〇円」を「一六、二九〇円」に、「八一〇円」を「八三〇円」に改める。

別表第二中「一三、四二〇円」を「一三、六七〇円」に、「六、七一〇円」を「六、八三〇円」に、「三、三五〇円」を「三、四一〇円」に、「一、一一〇円」を「一、一三〇円」に改める。

別表第四中「一、九〇〇円」を「一、九三〇円」に、「九五〇円」を「九六〇円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和元年十月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

(福岡県立公文書館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の福岡県立公文書館条例施行規則の規定は、施行日以後にされる福岡県立公文書館条例(平成二十四年福岡県条例第三号)の規定による利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(福岡県建設技術情報センター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第九条の規定による改正後の福岡県建設技術情報センター条例施行規則の規定は、施行日以後にされる福岡県建設技術情報センター条例(平成七年福岡県条例第二十九号)の規定による利用の承認に係る使用料について適用し、施行日前にされた同条例の規定による利用の承認に係る使用料については、なお従前の例による。

(福岡県港湾施設管理条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第十条の規定による改正後の福岡県港湾施設管理条例施行規則の規定は、施行日以後にされる福岡県港湾施設管理条例(昭和五十一年福岡県条例第三十号)の規定による港湾施設の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前にされた同条例の規定による港湾施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。